

平成26年(2014年)

7 / 10

今号の主な記事

1438号

- ◇臨時福祉給付金等の支給申請を受付 ..... 2面
- ◇「市民べんり帳」最新版を全戸配布 ..... 3面
- ◇児童館・児童センターの夏の催し ..... 3面
- ◇後期高齢者医療制度特集 ..... 4面
- ◇ネーミングライツ・パートナー、広告主を募集 ..... 5面
- ◇夏のイベントカレンダー ..... 8面

•発行(毎月10・25日)/西宮市役所:〒662-8567 六湛寺町10-3 ☎0798-35-3151(代表) •ホームページ <http://www.nishi.or.jp/>  
•編集/政策局市長室広報課 ☎0798-35-3400 ☐vo\_kouhou@nishi.or.jp •携帯サイト「ふろむ西宮」<http://www.nishi.or.jp/i/>



来年4月  
スタート 子ども・子育て支援新制度

問合せ 新制度準備課 … 市役所本庁舎7階  
(0798・35・3146)



## 幼稚園・保育所等の 入園入所手続き 変わります

市内各所で説明会を開催

利用者向け説明会 開催場所など					
7月	21日(月・祝) 午前10時から	北夙川体育館	9日(土) 午前10時から	子育て 総合センター	
	27日(日) 午前10時から	塩瀬公民館	10日(日) 午前10時半から	なるお会館	
8月	2日(土) 午前10時から	甲東支所	30日(土) 午前10時から	浜脇公民館	
	3日(日) 午前10時から	山口ホール	31日(日) 午前10時半から	大学交流 センター	

対象 ①幼稚園や保育所等の利用を考えている人  
②現在、幼稚園や保育所等を利用している人

定員 各100人~200人

申込 当日先着順(受付は各開始時間の30分前から)

託児 定員あり。要申込

仕事と子育ての両立、保育所への入所待ち、核家族化や近所付き合いの減少などにより、子育てへの不安・孤立感が増し、子育てに悩む家庭が増えています。新制度は、これららの課題を解決するために創設されたものです。

平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度」)」がスタートします。市は、新制度により幼稚園や保育所等の利用手続料金など、何がどう変わり・変わらないのかを知つてもらうため、市内各所で説明会を開催します。

新制度って  
どんなもの?



Q: 幼稚園、保育所、認定こども園などへの入園・入所の手続きは変わりますか?

A: 新制度へ移行する幼稚園、保育所として継続されます。ただし、一部の園では、幼稚園と保育所の機能を併せても「認定こども園」になる場合があります。

Q: 今ある幼稚園や保育所はどうなりますか?

A: これまでどおり、幼稚園、保育所と認定こども園等の保育料は、保護者の所得に応じて市が決定することになります。

Q: 利用料金(保育料)は変わりますか?

A: これまで、認定こども園や幼稚園は、各園で定額の保育料を決定し、保育所では所得に応じて保育料を決定していました。

Q: うちの子はどんなサービスが使えますか?

A: 子どもの年齢や世帯の就労状況などによって異なります。

Q: うちの子はどんなサービスが使えますか?

A: 詳しくは左フロー図を参照でお知らせします。

Q: うちはどのくらいの年齢で利用できるのですか?

A: 4歳未満の子供が対象です。

Q: うちはどのくらいの年齢で利用できるのですか?